

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、香美市市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和元年11月27日

香美市監査委員 岡本 明弘
香美市監査委員 岩崎 昭雄
香美市監査委員 小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署
環境上下水道課

2 講じた措置の内容

(1) 監査結果提出日 令和元年10月29日

(2) 措置通知年月日 令和元年11月22日

(3) 指摘事項

ア 香美市文書事務取扱規程第39条第2項の保存期間が満了していない文書で、簿冊に綴じられていないものがあった。

イ 契約の相手方に送付するために作成案の伺いをし、決裁を受けているにもかかわらず、作成すべき文書が作成されずに相手方に未送付であった。

(4) 措置等の内容

ア 香美市文書事務取扱規程に基づき適正な文書管理に努めます。

イ 今年度事業については早急に送付するとともに、今後は契約書に基づく文書の送付を確実に実施するため、チェックシートによる確認を行います。